

宍粟市 認定こども園における  
教育・保育の質の向上・充実のためのしくみ

宍粟市教育委員会

平成25年1月

## I 教育・保育を提供する環境

### 1. 適正な（望ましい）集団規模

生きる力の基礎づくりのため、集団教育を通じ、社会性や人間性を育てていくことが大切となる幼児期において、それぞれ幼稚園、保育所において、日常の教育・保育課程の中で、工夫をしながら教育・保育を実施しているが、極端に子ども数が減少している地域では、集団を形成する中での教育・保育に限界がある。

計画に掲げる、25人～30人（1学級）【幼稚園等（短時間）の国基準は、35人】は集団教育という視点から、子どもにとって、また、指導者にとって望ましい規模と位置付けている概ねの基準である。

幼稚園区（＝小学校区）で集団規模が少なくなっている地域が現実として存在することから、子どもの通園時間や通園距離などを配慮し、枠組みを中学校区単位に拡大し、その地域の子ども集団規模を拡充するものとする。

### 2. 子どもたちの生活環境の充実

#### 【施設環境等】

- ・園舎・・・子ども数（定員）に合わせ、余裕のある面積確保（定員外受入れ）
- ・園庭・・・年齢に応じ安全、安心して活動できるスペースの確保
- ・遊戯室・・・幼児教育や室内での行事が行えるスペースの確保
- ・保育室・・・最低基準以上の面積を確保（乳児室にはほふくスペースを設ける）
- ・図書室・・・絵本の読み聞かせや貸出図書を整理出来るスペースを確保
- ・ランチルーム・・・効率的な給食実施と食育の充実を図るために保育室とは別に確保
- ・保健室・・・子どもの急な体調不良など、静養のスペースや病児・病後児保育の場所確保
- ・給食設備・・・安全、安心な給食調理が出来るスペースを確保
- ・子育て相談等スペース・・・子育て支援機能を充実させるため、相談室等スペースの確保
- ・遊具等備品・・・それぞれ教育課程・保育課程に合わせ、年齢に応じた遊具、備品の設置
- ・送迎バス等・・・園区が広がることから、送迎の手段を確保することとし、基本的にバス運行により通園手段を確保

### 3. 職員の配置

質の向上、充実を図るため、それぞれ、年齢別のこども数から算定される職員数に加え、発達年齢に応じた幼児教育を保障するため3歳以上児の幼児教育は年齢ごとの担任制とすること及び研修充実のための代替職員や子育て担当職員の配置が必要である。

＊その他配置職員

・栄養士 ・通園バス等運転手 ・事務職員

【特別保育事業等】

・延長保育加配職員 ※養護教諭又は看護師(保健室の機能及び子育てや  
・一時保育担当職員 発育の相談に応じる)  
・特別支援児教育、保育加配職員

## II 教育・保育の内容

### 1. こども指針に基づく教育・保育

全ての子どもに、等しく教育・保育を保障するしくみとして、「しそくこども指針」における、目指す子ども像を基本として、認定こども園における教育課程・保育課程の策定により、教育・保育を実施していくようガイドラインで示していく。

発達年齢に応じた教育を実施することを基本に、自我や社会性のめばえや集団生活を必要とする3歳児からの幼児教育に取り組むこととし、年齢別、担任制の学級編制による教育を実施する。

なお、職員配置については以下のとおりとする。

0歳児・・・3人につき1人以上

1・2歳児・・・6人につき1人以上

3歳児・・・15～20人(上限とする)につき1人以上

4歳・5歳児・・・25～30人(上限とする)につき1人以上

} 受入れの状況  
により実際の  
職員は弾力的  
に配置する

※ 3歳児及び4・5歳児の幼児教育については、上記により学級編制をし、1学級に少なくとも専任の教諭1人を配置する。

### 2. 多様なニーズに応えるための保育事業

【特別支援教育・保育】

現行の公立幼稚園・保育所における、特別支援児教育・保育に係る教諭・保育士加配基準を参考に認定こども園における加配基準を設け、必要な職員加配を行う。(人件費支援必要)

特別支援児に対する教育・保育に関わる指導者としての専門性を深めるため、市が企画し定期的に研修の機会を設ける。

#### 【延長保育】

保護者のニーズに応えるため、認定こども園においては、延長保育が実施出来る体制を整備する。

#### 【一時保育】

認定こども園に入所していない地域の子育て家庭における、一時的に冠婚葬祭等により、保護者の保育が出来ない場合など、預かり保育を実施し、地域で子育てのしやすい環境を整備する。

#### 【体調不良児、病後児保育等】

保育中に体調を崩した子どもや病後で集団生活はできないが病状が回復傾向にあるときなどにおいて、家庭の事情により保育を受けられるよう、子どもが安心して過ごせる場所の確保や専門の職員を配置し、保育環境の充実を図る。

また、ニーズにより、病時、病後児保育等の制度を検討する。

### 3. 子育て支援の位置づけ

家庭が教育の原点であることをふまえ、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供、講演会の開催、地域の子育て関連情報の提供等、保護者への支援を通して保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援する。

また、子育て相談や親子の集う場を開設する等保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保する。

#### 【子育て相談】

教育及び保育に関する専門性を生かし、すべての子育て家庭を対象に、子育ての不安に対応した相談を実施する。

#### 【まちの子育てひろば事業・乳幼児子育て応援事業等の充実】

地域の在宅親子を対象に、在園児との子ども同士の交流や体験保育、保護者同士の集いの場を設け、保護者の子育てサポートを実施する。

### 4. 地域、医療、公的機関、小中学校等との連携

家庭や地域、学校、関係機関等が連携し、様々な環境の中で将来を担う子どもたちが個性や能力を伸ばし、健やかに成長できる環境づくりを目指すため、地域や関係機関が一体となった関わりのしくみが必要であり、今後においてもそれぞれの連携の充実を図る。

#### 【小、中学校との連携】

- ・情報共有のあり方の充実（職員の懇談会・相互訪問・実践参観など）
- ・実践交流の充実（合同行事への参加、合同授業の実施など）
- ・実践、連携の検討（内容・方法・合同研修・相互理解など）

- ・連携連絡会議の充実（連携カリキュラムの編成、指導要録・保育要録を基にした指導方法の検討）

#### 【地域との連携】

- ・地元自治会、老人会等との交流促進（地域行事への参加、園行事への招待など）
- ・ボランティアとの交流（絵本の読み聞かせ、食育・飼育栽培指導など）

#### 【医療・公的機関との連携】

- ・嘱託医の設置
- ・警察、消防との連携による、防災・安全教育の充実（防災訓練、幼年消防隊、ウサちゃんクラブなど）
- ・保健師等医療や健康増進、児童福祉など専門職による教育・相談体制の充実

### 5. 研修体制、園評価の実施

#### 【研修体制】

保育士、教諭の専門性を高め人材を育成するため、計画的に研修が行える体制を整える。

- \* 園内研修・・・PDCAによる研修体制の充実

研修計画（P）⇒保育内容勉強会、研究保育、職員交流研修（例：他園での保育参加など）（D）⇒記録・自己評価（C）⇒振り返り・管理職面談（A）

- \* 市教育委員会の企画する研修への参加

- ・市教育研修所によるスキルアップ研修への参加  
（教育課程・保育課程研修、初任者・中堅職員・主任・管理職研修等各経  
験年数別研修）
- ・園訪問による指導・助言等（振り返り等）

- \* 園長会主催研修への参加

- ・教育・保育カリキュラム検討
- ・保育内容研究
- ・公開保育
- ・給食担当者研修 など

- \* その他県や国の主催する研修への積極的参加

#### 【園評価】

自らの教育・保育やその他園運営について、目指すべき目標を設定して、その達成状況や達成に向けた取り組みが適切であるかどうか等について評価し、組織的・継続的な改善を図り、また、その評価結果について公表・説明を行うことにより説明責任を果たすと共に、保護者や地域住民の参画や連携、協力による園づくりを進めるなど、教育・保育の水準の保障と質の向上を図る。

①自己評価の実施

- 日々の教育・保育の評価
- 教育課程、保育課程の評価
- 園経営の方針、教育・保育目標の評価（園評価）

②園関係者評価の実施

保護者、地域住民の園関係者などにより構成された評価委員会が自己評価の結果について評価

③第三者評価の実施

自己評価、園関係者評価結果等を基に運営全般について専門的・客観的立場からの評価も取り入れる体制を早期に実現する。